

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年7月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400090号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400019号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年9月1日から平成19年5月1日までの期間及び平成20年6月1日から平成21年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成18年9月から平成19年4月までの期間及び平成20年6月から同年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年9月から平成19年4月までの期間及び平成20年6月から同年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成19年9月1日から平成20年6月1日までの期間及び平成21年1月1日から同年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年9月から平成20年5月までの期間及び平成21年1月の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成19年9月から平成20年5月までの期間及び平成21年1月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

- 3 平成18年9月1日から平成21年2月1日までの請求期間のうち、その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年9月1日から平成21年2月1日まで
請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額がA社から支払われた給与

額に見合う額よりも低く記録されている。請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、A社は、平成21年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、平成21年3月に破産手続開始となっているが、当該登記簿謄本により確認できる同社の破産管財人から提出された給与明細一覧及び給与未払金一覧（以下、併せて「給与明細一覧等」という。）により、請求期間に係る報酬月額が確認できるとともに、厚生年金保険料及び健康保険料の合計金額と考えられる『社保年金』と記載された控除項目の金額から厚生年金保険料を推認することができる。

また、請求者は、A社の給与について、未払が数回あったこと及び金融機関の口座振込であったことを陳述しているが、請求期間のうち、平成18年9月1日から平成19年5月1日までの期間及び平成20年6月1日から平成21年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を控除する給与については、給与明細一覧等に記載されている差引支給額が請求者から提出された預金通帳により請求者の口座に振り込まれたことが確認できる。

さらに、請求期間について、給与明細一覧等により、報酬月額に見合う標準報酬月額（別表の第3欄）及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）（別表の第4欄）は、オンライン記録の標準報酬月額（別表の第2欄）よりも高額であることが確認できる上、請求期間のうち、平成18年9月1日から平成19年5月1日までの期間及び平成20年6月1日から平成21年1月1日までの期間について、給与明細一覧等の『社保年金』と記載された控除項目の金額及び預金通帳の振込額から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表の第5欄）がオンライン記録の標準報酬月額（別表の第2欄）よりも高額であることが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成18年9月1日から平成19年4月1日までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額（別表の第3欄）から別表の第1欄に掲げる月ごとに同表の第6欄に掲げる額、平成19年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表の第5欄）から別表の第1欄に掲げる月ごとに同表の第6欄に掲げる額及び平成20年6月1日から平成21年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表の第5欄）及び本来の標準報酬月額（別表の第4欄）から別表の第1欄に掲げる月ごとに同表の第6欄に掲げる額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る届出について請求どおりの届出を行っておらず、保険料納付について不明である旨回答しているが、年金事務所が保管する平成 18 年の定時決定に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている報酬月額及び平成 20 年 3 月の随時改定に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載されている報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていること、また、平成 20 年の定時決定について、日本年金機構は、事業主から厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されていないため、保険者算定を行ったと考えられる旨回答している。これらのことから、事業主は訂正後の標準報酬月額に見合う報酬月額の届出がなく、社会保険事務所（当時）は、請求者の訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 6 月 1 日までの期間及び平成 21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間について、給与明細一覧等によると、本来の標準報酬月額（別表の第 4 欄）は、オンライン記録の標準報酬月額（別表の第 2 欄）よりも高額であることが認められる。

したがって、平成 19 年 9 月から平成 20 年 5 月までの期間及び平成 21 年 1 月の標準報酬月額は、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 7 欄に掲げる額とすることが必要である。

ただし、平成 19 年 9 月から平成 20 年 5 月までの期間及び平成 21 年 1 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（別表の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 19 年 5 月 1 日から平成 20 年 6 月 1 日までの期間、平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 2 月 1 日までの期間について、請求者は、給与が未払であったとのメモを残している上、預金通帳によると、給与明細一覧等に記載されている当該期間に係る給与が事業主により請求者の口座に振り込まれたことを確認できないことから、厚生年金保険料の控除については認められない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 19 年 5 月 1 日から平成 20 年 6 月 1 日までの期間、平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 2 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

別表

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400090号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400019号

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録 の標準報酬月額 (訂正前)	報酬月額に 見合う 標準報酬月額	本来の 標準報酬月額	厚生年金 保険料控除額 に見合う 標準報酬月額	厚生年金特例 法訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険 法(第75条本 文)訂正後の 標準報酬月額
平成18年9月から 平成19年3月まで	34万円	38万円	—	47万円	38万円	—
平成19年4月	34万円	50万円	—	47万円	47万円	—
平成19年5月	34万円	50万円	—	—	—	—
平成19年6月から 平成19年8月まで	34万円	47万円	—	—	—	—
平成19年9月から 平成20年2月まで	32万円	—	47万円	—	—	47万円
平成20年3月から 同年5月まで	9万8,000円	—	47万円	—	—	47万円
平成20年6月から 同年12月まで	9万8,000円	—	47万円	47万円	47万円	—
平成21年1月	9万8,000円	—	47万円	—	—	47万円

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400045号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400018号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年2月16日から昭和63年6月1日まで

私は、昭和55年4月、A社に入社しC営業所に配属され、昭和56年4月から昭和63年5月末日に退職するまでは、D営業所において、車両の整備及びフロント業務をしていた。しかし、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和60年2月16日となっている。

昭和63年5月に父が死亡したことにより、昭和63年5月末日に退職した経緯をはっきりと記憶しているので、請求期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、平成13年4月*日付けでB社に合併し解散しているが、B社の事業主から提出されたA社に係る従業員名簿において、請求者の退職年月日は、昭和60年2月15日と記載されていることが確認できる。

また、B社の事業主は、従業員名簿以外のA社に係る資料は保管していないことから、請求者の請求期間に係る届出、勤務及び厚生年金保険料控除について不明である旨回答している。

さらに、雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職年月日は昭和60年2月15日とされている上、公共職業安定所は、請求者が請求期間内である昭和60年3月28日に求職の申込みを行い、昭和60年4月4日から同年7月31日までの期間に失業給付を受給している旨回答している。

加えて、E市は、請求者が請求期間内である昭和62年4月24日付けで国民健康保険の被保険者資格を取得している旨回答している。

また、請求期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、請求者の退職時期を覚えている者はいない上、

請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。